26 日 獣 発 第 2 0 0 号 平成 26 年 10 月 23 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会会 長 藏内勇夫 (公印及び契印の押印は省略)

# 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底について

このことについて、平成 26 年 9 月 26 日付け 26 消安第 3253 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、教育関係事業者において、多数の個人情報が漏えいするという事案が発生したことから、本会に対し、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」や、独立行政法人情報処理推進機構が策定した「組織における内部不正防止ガイドライン」の趣旨に鑑み、個人情報の適切な取扱いに万全を期すとともに、可能な限り、関係団体等に対し、別紙により、団体内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、団体全体、委託先事業者等に万全を期することについて、周知徹底を図るよう要請されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会:事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

26消安第3253号 平成26年9月26日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者に対して、その適正な取扱いが求められております。そうした中で、今般、教育関係事業者において、多数の個人情報が漏えいするという事案が発生しました。

農林水産省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

農林水産省では、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう、農林水産省が所管する分野における事業者等が個人情報保護の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するための具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」を策定しております。この他、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、上記の両ガイドラインの趣旨に鑑み、個人情報の 適切な取扱いに万全を期すとともに、会員各社等を有する場合には、可能な限り、会員各社等 に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部 からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、 社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要 請いたします。



## 別紙

以下の点について、特段の注意を払いつつ、下記1及び2等を参考に、貴社及び委託先等の 事業者における個人情報の適切な取扱いに万全を期すよう、お願いしたい。

- トップが率先して、自社内における個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者への任命や、個人情報を取り扱う専門部署の設置等、十分な措置を講じること。
- 委託先の安全管理措置の実施が十分かを確認すること。また、委託先が再委託をする場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置の実施が十分かを確認すること。再々委託先以降についても同様の扱いとすること。
- 第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認する こと。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取 得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

記

1 個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者の守るべきルールの徹底

個人情報の適正な取扱いを行うべく、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin\_zyoho/pdf/21m01\_guide.pdf)に沿った点検を行う。その際、例えば、以下のような項目について十分チェックを行う。

○利用目的の特定(法第十五条関係)

農林水産関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

○利用目的による制限(法第十六条関係)

農林水産関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定した利用目的の達成 に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

○適正な取得(法第十七条関係)

農林水産関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

○取得時の利用目的の通知等(法第十八条関係)

農林水産関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

農林水産関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

○データ内容の正確性の確保(法第十九条関係)

農林水産関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

## 【具体的な措置例】

- ・個人データ入力時の照合・確認手続きの整備
- 記録事項の更新
- ・保存期間の設定

# ○安全管理措置(法第二十条関係)

農林水産関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### 【具体的な措置例】

· 組織的管理措置

個人情報の取扱いに関する内部規程の整備、安全性に関する監査の実施、個人情報保護管理者(当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。)の設置その他の安全確保のための組織体制の整備に関する措置。

· 技術的管理措置

外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、個人データへのアクセス制限その他の個人データの取扱いに関する技術的措置。

・人的管理措置

個人情報の取扱いに関する内部規程の周知徹底、教育研修の実施その他の措置。

### ○従業者の監督(法第二十一条関係)

農林水産関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人 データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければ ならない。

#### 【具体的な措置例】

・個人データを取り扱う従業者\*に対する教育研修等の実施 \*従業者とは、正社員のみならず、役員、契約社員、アルバイト等を含む。

#### ○委託先の監督(法第二十二条関係)

農林水産関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者(以下「委託先」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 【具体的な措置例】

- ・個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・再委託の際の監督責任の明確化 等

#### 【その他の対応】

・委託元での安全管理措置(法第二十条)と同等の措置が委託先でも講じられるような監督が求められる。

- ・再委託の場合、委託先が適正な再委託を選定しているか、委託先が再委託先に対し て十分な監督を行っているかなど、委託元は把握し、適切な指導をする必要がある。
- 2 内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するセキュリティ対策の徹底 内部不正による情報漏えいを防止するための適切なセキュリティ対策を講じるべく、独立 行政法人情報処理推進機構 (IPA) が策定した「組織における内部不正防止ガイドライン」 に沿った点検を行う。その際、チェックシートの活用とともに、例えば、以下のような項目 について、十分チェックを行う。

なお、個人情報を営む営業秘密の漏えいに関しては、「営業秘密管理指針」(経済産業省作成)において、不正競争防止法上の営業秘密として保護を受けるために望ましい管理方法等が示されているので、営業秘密についてはこちらに沿った点検を行うよう留意されたい。

組織における内部不正防止ガイドライン http://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/insider/

セキュリティ対策の見直しに関する注意喚起文(7月 10 日) http://www.ipa.go.jp/security/announce/20140710-insider.html

### 営業秘密管理指針

http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/111216hontai.pdf

## 【具体的な措置例】

アクセス権設定

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、適切なアクセス権限 を付与すること。

·物理的管理

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、情報の持ち出し・可 搬媒体等の持ち込みの監視を行うこと。

• 証拠確保

重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、定期的な操作履歴の 監視・監査を行うこと。